

浄化槽法施行状況点検検討会 報告書 骨子(案)

令和6年●月
環境省浄化槽法施行状況点検検討会

はじめに

- （後ほど作成）

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 1/5

1. 背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽で、水質汚濁・悪臭の原因とされている。
- 令和元年に改正された浄化槽法により、単独処理浄化槽の中でも生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのあるものを「特定既存単独処理浄化槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言や指導等を行う制度が導入された。
- しかし、以下の実態から、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が進んでおらず、本制度が十分に活用されていない。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の環境省指針における判定の考え方や基準等が抽象的・定性的となっている場合がある。
 - ✓ 漏水状態が続く単独処理浄化槽であっても、現在の判定の考え方では特定既存単独処理浄化槽と判定されない場合がある。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽の判定に当たり、11条検査結果報告書が十分活用されていない。
 - ✓ 都道府県等において、特定既存単独処理浄化槽の判定を行う体制やノウハウが十分ではない。
 - ✓ 特に高齢世帯において特定既存単独処理浄化槽の措置に要する費用に係る経済的な負担が大きい。
 - ✓ 都道府県等には浄化槽台帳の作成が義務付けられているものの、清掃・保守点検事業者から情報が収集できていない、紙媒体での収集となっている等から台帳の整備が進まず、特定既存単独処理浄化槽と判定され得る単独処理浄化槽が十分に把握されていない。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 2/5

2. 論点

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。
- ② 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- ③ 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- ④ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。
- ⑤ 特定既存単独処理浄化槽の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- ⑥ 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないか。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 3/5

3. 今後の対応方針

(1) 基本的方向性(案)

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定)(以下、「指針」という)」に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。
- 法定検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進するとともに、法定検査未受検の場合においても、清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、清掃業者や保守点検業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、指定検査機関・業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、合併処理浄化槽への転換を促していく。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 4/5

(2) 具体的措置(案)

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し

＜とりまとめ方針(素案)＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、当該整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定
- ・ 漏水が認められる場合には特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化
- ・ 著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合における特定既存単独処理浄化槽の判定基準の定量化・明確化
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置として転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化

② 法定検査結果や清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進

＜とりまとめ方針(素案)＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・ 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記
- ・ 清掃・保守点検情報の実施状況等の情報を収集し、特定既存単独処理浄化槽の把握や判定に活用すること
- ・ 清掃・保守点検事業者からの情報収集のデジタル化やデータ様式の統一化の検討
- ・ 個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- ・ 円滑な情報収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制の構築
- ・ 住民への説明、周知啓発

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 5/5

③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- 指定検査機関や業界団体と都道府県等が密に連携・協力して、11条検査結果等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する体制の整備
- 判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うための体制づくりやプロセスの提示
- 自治体の担当職員や検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実

④合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進

＜とりまとめ方針（素案）＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- 合併処理浄化槽への転換に対する補助制度の予算を継続的に確保して転換を促す
- 特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行い、浄化槽管理者に対し、どのような点に考慮した支援策が適切かについて検討し、当該検討を踏まえた効果的な支援策の推進
- 経済的な支援制度についての浄化槽管理者（住民）に対する周知・広報活動の促進

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化 1/4

1. 背景

- 令和元年に改正された浄化槽法において、浄化槽台帳整備が盛り込まれた。浄化槽台帳の整備においては、システムの構築だけでなく、デジタル化したデータを効果的かつ正確に収集し、データ整備を推進していくことが必要である。さらに、行政が、台帳に整備したデータを用いて浄化槽の維持管理に係る情報を把握し、保守点検、清掃、法定検査等を未実施の浄化槽管理者に対して、指導を徹底していくことも求められている。このような状況を受け、令和5年度の指導普及調査において、清掃・保守点検の実施状況も調査を開始したところである。
- その結果、清掃・保守点検事業者から情報が収集できていない、紙媒体での収集となっている等から、台帳の整備が進まず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導の徹底等に十分活用されていない状況があることが判明した。
- また、維持管理の向上やそのための浄化槽台帳の整備・活用に向け、行政と事業者の連携・協力を促進するために、改正浄化槽法において協議会の制度が設けられたが、協議会を活用している都道府県は一部にとどまり、全国的に活用が進んでいない状況となっている。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化 2/4

2. 論点

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- (1) 清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとのご意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- (3) 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (4) 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す(いわゆる区域割)ことが必要であるのご意見があるが、どのように考えるべきか。
- (5) 維持管理(法定検査、清掃、保守点検)が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- (6) 維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか

3. 今後の対応方針

(1) 基本的方向性(案)

- 清掃・保守点検情報の収集は、11条検査の受検有無を問わず浄化槽の状態把握のためには必要である。清掃・保守点検情報の収集に取り組みつつ、将来的には保守点検・清掃情報の報告の義務化についても検討する。
- 将来的な報告の義務化まで見据えた際、維持管理情報として全国統一的に収集が望ましい項目に関する報告様式(データ様式)の標準化、浄化槽コードの統一化の検討が必要となる。また、個人情報の取り扱いについても、改めて明確化する。
- 浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知を発出するとともに、維持管理や電子化(システム化)に関する財政支援を継続し、行政に活用いただくよう周知する。
- 浄化槽法施行状況点検検討会において、浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性は乏しいというご意見が多かった。そのため、維持管理情報の収集に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化 4/4

(2) 具体的措置(案)

① 清掃・保守点検情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進

＜とりまとめ方針(素案)＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・自治体と事業者との連携を強化した上で、清掃・保守点検事業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、将来的な実施報告の義務化について検討
- ・データ様式の標準化や浄化槽コードの統一化等の検討の他、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- ・維持管理情報の収集にあたっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備及び清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要

② 法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進

＜とりまとめ方針(素案)＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知する

③ 財政支援の継続、周知の徹底

＜とりまとめ方針(素案)＞※第4回検討会にていただいたご意見を踏まえ、具体的な内容を追加記載

- ・浄化槽台帳のシステム化に伴う財政支援を継続する
- ・浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、財政支援を継続する
- ・一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促す
- ・浄化槽管理者(住民)に対する周知啓発をし、理解を得ながら維持管理向上に向けた取組を行う必要

おわりに

- （後ほど作成）